

Title	「大島本源氏物語」に関する書誌学的考察
Sub Title	Bibliographical consideration about the Tale of Genji which The Paleological Association of Japan Inc. possesses
Author	佐々木, 孝浩(Sasaki, Takahiro)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	2006
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.41 (2006.) ,p.165- 200
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-20060000-0165

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「大島本源氏物語」に関する書誌学的考察

佐々木孝浩

はじめに

『源氏物語』という日本古典文学を代表する作品には、その評価の高さを象徴するかのようには、数多い写本が伝わっている。江戸時代以前に書写された、ほぼ完存する伝本に限っても、その数がいったいどれほどあるのか、正確に答えられる者はいないであろう。その様な数多い伝本中であって、最も著名で且つ最も利用されているものが、所謂「大島本」と通称される伝本であることを、否定する者もないはずである。

池田亀鑑氏が昭和五、六年頃に見出し、それを底本に用いた

『校異源氏物語』が刊行されたのが昭和十七年。そしてその増訂版たる『源氏物語大成』全八巻が完結したのが同三十一年のことである。田坂憲二氏が「最早、大島本で源氏物語を読むということとは、源氏物語研究者のみならず、国文学者の一つの常識と言つて良い」と記されたのは、昭和六十二年のことだが、平成十九年を迎えた今日に至っても、その状況には取り敢えず変化はない。平成五年から刊行を始めた、新日本古典文学大系版の『源氏物語』では、失われてしまった「浮舟」を除く五十三帖について、「大島本」を底本に選択しているし、同九年には角川書店から影印本『大島本源氏物語』十一巻が刊行され、十一年にはやはり角川書店から、校訂と翻刻の二つの本文や、

本文上問題を持つ箇所を中心とする二百二の画像を収録した、検索機能を有する『CD-ROM 角川古典大観 源氏物語』までが発売されているのである。

この様に、『源氏物語』を代表する伝本としての「大島本」の地位は揺るぎないのである。一方で揺らぎ始めたのが、源氏物語の系統分類である。

池田亀鑑氏によって提唱された「青表紙本・河内本・別本」の三分類に対して、阿部秋生氏が、青表紙本というものは、「古伝本系別本とでもいうものを書本として、これを忠実に書写したもの」であるとの見解を示してより、青表紙本を含みこんだ別本と河内本との二分類説も、支持者を増やしつつあるようである^④。

また近時も新見哲彦氏は、「定家が本文を校訂・変更していることは明らかである」ので、阿部説は成り立たない論理であるとして、三分類を「大分類としては妥当である」と認めつつも、「青表紙本系」「河内本系」という名称の使用を止め、例えば「第一類（旧青表紙本系）」「第二類（旧河内本系）」という名称に変更することや、「通常の文献学的処理（本文的特徴）によって、巻ごとに『源氏物語』諸本の見取り図を再構築」し

て、新たな系統分類を行うこと等を提案されているのである^⑤。

この様な状況下にあつて、青表紙本を代表する伝本でもある、「大島本」に関する論考も相次いで発表されており、その本文の素性について詳細な検討が行われてきている。しかしながら、その本文を検討する際の前提条件となる書誌的な事項については、未だ不十分な点があるように思われてならない。

稿者は源氏物語を専門に研究する者ではないが、書誌学研究を志す者としての立場から、多分に伝説的な存在となっている「大島本」の、真実の姿を明らかにし、『源氏物語』の新たな本文や系統分類等の諸研究に、些かなりとも寄与したいと考えるものである。

一 従来の学説

具体的な検討に入る前に、念のために確認しておけば、ここと言う「大島本源氏物語」とは、複数存在する大島雅太郎旧蔵写本の内、現在は財団法人古代学協會が所蔵し、京都文化博物館に寄託され、昭和三十三年に重要文化財に指定されている、『源氏物語』五十三冊のことである。

この「大島本」が池田亀鑑氏により見出されたのは、先述の如く昭和五、六年のことで、池田氏自身の紹介を始めとして、同本に関する書誌学的事項の言及は幾度もなされてきている。その全てを挙げることはできないので、代表的なものに限って一覧を掲げておきたい。

①池田亀鑑氏「大島本源氏物語の傳來とその學術的價值」

〔源氏物語大成〕七、昭31、中央公論社

②田坂憲二氏「大島本源氏物語をめぐって―その傳來過程を中心に―」
〔香椎潟〕33、昭62・9

③藤本孝一氏「大島本源氏物語の書誌的考察」

〔朱雀〕4、平3・11

④柳井 滋氏「大島本『源氏物語』の書写と伝来」

（新体系『源氏物語Ⅰ』平5、岩波書店）

⑤藤本孝一氏「大島本『源氏物語』の校訂―青表紙本による

青表紙本の校訂―」
〔古代文化〕49―1、平9・1

⑥藤本孝一氏「大島本源氏物語の書誌的研究」

〔大島本 源氏物語 別巻〕平9、角川書店

⑦宮川葉子氏「大島本「源氏物語」の伝来―大内氏滅亡の陰

で―」

〔源氏物語の文化史的研究〕平9、風間書房

⑧藤本孝一氏『定家本源氏物語』冊子本の姿

〔日本の美術〕468、平17・5

以下の考察でこれらに言及する際には、右の丸で囲った通し番号に拠ることとした。

さて、これを一見すれば、大島本の書誌学的研究が、同本が寄託されている京都文化博物館の学芸員であった、藤本孝一氏によって精力的になされていることが判る。その報告は新しくまた詳細であるので、主として⑥⑧に拠って、「大島本」の書誌的事項を確認しておきたい。猶、財団法人古代學協會の御許可により、末尾に「大島本」の図版を必要に応じて掲げさせていただいたので、適宜参照いただきたい。

【装 丁】袋綴（大きさ二七・五×二〇・九糎）

【表 紙】紺系統に近い深い青色（⑥江戸時代前期から中期にかけての後補）

【題 籤】雲龍紋蠟牋（二四・九×二・八糎程度、青・茶・桃・

白色の四種、表紙と同時代）・表紙中央

(＊3行目「夢」・「浮」を擦消して重ね書き)

【書写者】「桐壺」道増法親王・「夢浮橋」道澄法親王、他は飛

鳥井雅康筆 (⑧雅康を中核とする複数(家令の右筆
力))

C 「夢浮橋」末

〈図版三〉

【奥書】A 「関屋」末

〈図版二〉

文明十三年九月十八日依

大内左京兆所望染紫毫

者也

権中納言雅康

B 「桐壺」末

〈図版二〉

彼源氏物語事於長府書畢、從京都豐芸為和談上使

聖護院殿様御下向候、然者久々御在府候、桐壺卷大門跡

様御筆候、夢浮橋卷新門跡様御筆候、大門跡

様御名道増様与申、新門跡様御名道澄様与申也

永祿七年七月八日

吉見大藏太輔正頼(花押)

源氏一部五十四帖雖為新写之本、依有数奇之
志附属良鎮大僧正也

文正元年十一月十六日 桃華老人在判

うつしをくわかむらさきの一本は

いまもゆかりの色とやはみぬ

右光源氏一部五十四帖令附属政弘朝

臣、以庭訓之旨加首筆、用談義之处』

秘本也、堅可被禁外見者也

延徳二年六月十九日 前大僧正在判

あはれこのわかむらさきの一本に

心をそめてみる人もかな 右言書奥書異本

夢浮橋新御門跡様道澄御手跡也、

長門府中長福寺御在寺候時也、同卷

桐壺者大御門跡道増様御手跡也、

聖護院殿様之事也

永祿七年七月八日

吉見大藏太輔正頼（花押）

（*末行「八」「五」を擦消して重書）

【蔵書印】

a 「宮河」（⑧陶晴賢の家臣宮川房長カ）〈図版二〉

b 「吉見／正頼・花押」（吉見正頼）

c 「青谿／書屋」（大島雅太郎）

d 「をばま」「小汀氏藏書」（小汀利得）

e 「鈴木」（⑧味の素社長鈴木恭二印カ）

【書写期】「桐壺」「夢浮橋」は永祿六、七年（一五六三、四）

頃写、他は文明十三年（一四八一）写

以上が基本的な事項であるが、補足的な事柄について幾つか説明を加えておきたい。

まず、「大島本」を校注本などの底本として使用する際等に、必ず問題となる、「桐壺・夢浮橋」の両冊の書写時期が他と異なる理由についてである。

①では、「この兩帖は源氏一部の首尾に位置し、本来缺脱してゐたとは思はれない。或ひは正頼が既に存するものの上に新

たに首尾二帖の書写を他に請うて、家本を重からしめたのではなからうか」とされ、⑧では、「正頼が『桐壺』を道増に『夢浮橋』を道澄に改めて書写させたのは、二冊の巻末に宮川房長の識語が書かれていたからではなからうかと、想像を逞しくする」とされている。

この藤本氏説を理解する為には、藤本氏の大島本の伝来過程説を知る必要があるので、次に伝来過程に関する諸説を整理して掲げておきたい。

① 大内氏↓毛利氏↓吉見正頼

② 大内政弘↓大内義興↓大内義隆↓義興女嫁↓吉見正頼↓

〔石見↓能登↓〕→某氏（佐渡島）↓大島雅太郎↓小汀利得↓古代学協会

⑧ 大内氏↓宮河氏↓吉見正頼→→某氏（佐渡島）↓大島

雅太郎↓小汀利得↓古代学協会

その具体的な考証については各論文に拠りたいが、この三説の大きな相違点は主として、大内氏旧蔵であったものが、奥書や蔵書印の主である、吉見正頼の所蔵となるまでの過程と経

緯の考え方にある。①②が婚姻に際する贈与を想定するのに対し、⑧では全く新しい考え方が示されている。

藤本氏は、「宮河」とある蔵書印 a に着目され、それが下克上により大内義隆を斃した陶晴賢の家臣であった、宮川房長のものであると推定された。そしてそこから、大内氏所蔵本が晴賢の下克上を契機として房長の手に渡り、毛利元就によって房長が晴賢と相前後して滅ばされた後に、大内氏旧臣で毛利氏に味方した、吉見正頼の所有するところとなったとの説を立てられたのである。

さらに藤本氏は、この宮川房長と吉見正頼が敵対していたことや、「宮河」印の多くに擦り消そうとした痕跡があること、「桐壺・夢浮橋」にはその印が無いことなどから、この首尾の両冊に房長が書き加えた識語があり、それを正頼が嫌ってその両冊を書写し直したと想像されたのである。

また従来も問題とされてきた、何故に飛鳥井雅康の奥書が「関屋」にのみあるのかという点に関しては、①では「關屋の帖末に存する雅康の識語は、本来は夢浮橋の帖末に存し、道澄の書寫が成つてそれに替へられるに當つて、その一葉が紙数の少い關屋の帖末に移し綴じられたのではないかと思はれる」と

推定され、②でも、「『大成』の推測に従つておく」とされている。影印本出版のための撮影で綴糸が切られた際に、問題の奥書のある丁を点検された藤本氏は、⑥において、「綴穴は前丁と一致する。そうなると、雅康奥書は、当初から「関屋」の卷末に綴じられていたのであろうか」と述べておられ、結局その理由は不明のままとなっている。

猶、「浮舟」帖の欠落については、①で「これは恐らく偶然の事由によつて一帖脱落したものと思はれる」とされ、その後は新たな意見や知見は現れていない。

二 従來說への疑問

以上のように理解されてきた「大島本」であるが、これらの説にはやや不自然に思われる点が幾つか存している。また従来問題とされたことがない点についても、検討を加える必要があると思われる。そこで以下に、「書写・装丁・筆跡・蔵書印」の四項目に分けて、その問題点について説明してみたい。

先ず「書写」について訝しいのは、大内家旧蔵の由緒ある伝本であるのに、皇族の筆跡であるとはいえ、わざわざ最初と最

後だけを、新写本に差し替えたりすることがあるのかという点である。また「関屋」冊の奥書についても、此処にある理由はやはり説明されなければならない事柄であろう。

続いては「装丁」についてだが、そもそも大島本が袋綴であることが気になるのである。中世期の袋綴は、不要になった書状や詩歌懷紙などの反故を、再利用する際に用いられる場合が多い。当然そうした本はあまり見栄えのよいものではない。また新しい紙を用いる場合でも、片面のみに書写するので、通常は薄手の料紙が使用され、やはり上等な本とは言い難いものになる。こうしたことから、袋綴は私用の為の写本作成に用いられることが多いようである。従って、両面書写に耐える上質の斐紙系の料紙を用いる綴葉装（列帖装）よりも、格が低いと見なされる装丁なのである。江戸期に入っても、見栄えを重視する嫁入本に綴葉装が多い事実は、そうした意識を反映していると言えるであろう。

室町期の袋綴に格の高いものが確認できない訳ではないが、飛鳥井雅康が依頼を受けて清写したと思われる写本には、袋綴のものは管見の範囲では見あたらないのである。大内家ほどに富裕な大守護大名家であれば、源氏物語のような大部の作品の

書写を依頼する際に、上質の料紙を届けるか、相応の購入資金を添えたりするものではないだろうか。やはり大内家の旧蔵本としては、袋綴装であることは不自然に思われるのである。

また近世期に付け替えられたとされる表紙についても、気になる点がある。中世以前の古写本の表紙を近世期に改めることはかなり一般的であり、古い物であればあるほど、その確率も高くなるようである。原表紙が傷んでいた為に、やむを得ず付け替えるにせよ、価値を一層高める為にすることであるので、新たな表紙の素材は、金欄や緞子といった茶道でも珍重される、高級な裂が用いられることが多い。また紙を使用する場合でも、嫁入本に見られるような、金泥で細密な模様を施したものをしているのが普通である。そのような一般的な傾向からすると、大島本の表紙は替えられたものとしては、飾り気もなくやや寂しい表紙であると感じられてならないのである。

続いては「筆跡」に関してであるが、従来は首尾の二冊を除いて飛鳥井雅康一筆とされてきていたものを、雅康を中心とする複数の人物によるものであると、藤本氏は指摘された。確かに影印本の全体を見渡せば、首尾二冊を除く五十一冊が、全て同一人の筆になると判断する者はいないはずである。それより

も気になるのは、その五十一冊の本文の筆跡が、「閑屋」冊の奥書を含めて、飛鳥井雅康のそれとは似ていない点なのである。

またかなり微妙なことではあるものの、一応すべておきたいことがある。「桐壺」と「夢浮橋」の正頼奥書B・Cには共にしっかりと花押があり、筆跡も同様に見えるのであるが、両者に重複する文字が多い割には、その崩し方が異なっていることが気になるのである。このことを意識してしまうのは、

「桐壺」冊の正頼奥書Bの書き出しに、「彼源氏」とあるからである。通常こういう場合には、「此：」あるいは「是：」等とあるはずで、「彼」ではその指し示すものが、別の源氏物語ということになってしまうのではないだろうか。

最後に「蔵書印」についてだが、「宮河」印については、他の使用例など確たる証拠がなくては、宮川房長のもと確定できないと考える。その推測が当たっていなければ、藤本氏の相伝課程と、首尾冊の書写に関する説は成り立ちえず、俄には認め難いものがある。

それとは別に、この蔵書印の状況を整理して一覧にした、⑧の「宮河・正頼印表」を眺めていると、首尾の二冊以外にも、この印が捺されていない冊が少なからず存していることが気に

なるのである。冊数が多い場合、首尾冊のみにしか捺さないとこのようなことはあるだろうが、法則性もなく飛び飛びに捺するというような例は他に知らないのである。

以上が、稿者が「大島本」の書誌に関する従来の説の中で、疑問に感じられる諸点である。

三 問題点の再検討

書誌に関する疑問を解決するためには、その本に直接当たるのが最良の方法であることは言うまでもない。幸いにも、所蔵者である財団法人古代学協會と、寄託先である京都文化博物館より閲覧の御許可をいただいて、「大島本源氏物語」を実見することができたので、そこから得られた知見をもとに、先の疑問に対する稿者なりの解答を提示してみたい。

前節では四つの項目に分けたが、これらは相互に関連するので、ここでは特に分けることをせず、総合的に説明していくこととしたい。

「大島本」五十三冊を実見して最初に感じられたことは、首尾の二冊を除いた五十一冊が、その書写時期とされる文明十三

年（一四八二）よりも、やや新しいのではないかという印象であつた。そのことを証明する為には、永祿六、七年（一五六三、四）頃の書写とされる「桐壺・夢浮橋」の両冊と、他の冊を見比べてみるのが有効であると考えられる。

その前提として、この両冊が正頼奥書B・Cが言うとおり、道増法親王と道澄法親王の筆跡であるのかを確認しておく必要がある。そこで『日本書蹟大鑑』や『短冊手鑑』所収の図版等と比較したところ、癖の強い道増は確実に、道澄のものについても一応信用できると判断するに至つた。これにより、この両冊と比較すれば、その差が掴みやすいこととなる。

それでも印象論にならざるを得ないのが、精密機器を用いない書誌学の限界ではあるが、ともかくも「桐壺」冊の料紙と、他の冊の料紙を比較したところ、紙質は冊によりまちまちで全てが同じというのではないのだが、全体として八十年もの差があるようには感じられなかった。

それよりも、その紙質を比較していく過程で気付いたのは、五十一冊の紙質が大まかに二分できそうなことであつた。しかも、その二グループは年代的にも差があるように感じられたのである。古いグループであると判断した十九冊は、筆跡につい

ても、もう一方よりもやはり微妙に古いものと感じる事ができた。またこの十九冊を集的に眺めていくと、それらの筆跡が共通しているらしいことが判明した。これに対して、やや新しく感じられた三十二冊は、容易に整理しがい程に多くの手が交じっているようなのである。

以上のことは、あくまでも個人的な印象であることは否めない。しかし、その印象に留意しつつ改めて全体を眺め直すことにより、十九冊のグループの書写時期が、他のグループに先立つことを証明しうる、書誌的な特徴を見出すことができた。

先にも指摘したように、「宮河」とある蔵書印aは、捺されている冊と捺されていない冊とがある。捺されているものは十九冊を数えることができ、これが古く見える十九冊と完全に一致するのである。

この状況から導き出されるのは、現在の「大島本」は一具のものではないという可能性である。「宮河」印が全冊に捺された、おそらくは全冊一筆の揃い本であつたものが、何らかの理由により、いつしか十九冊の残欠本となつてしまい、その後欠けた冊を、半葉行数や字面高さも合わせて補写し、改めて揃い本としたものであらうと考えられるのである。しかも「桐壺」・

「夢浮橋」の二冊も、新写分の三十二冊と時代の差が感じられないということになると、それらを含めた三十四冊全体が永禄六、七年頃に書写されたこととなる。

では古いと思われる十九冊が何時写されたのかということになると、これはますますもって印象でしかないのだが、永禄六年よりも数十年程度前、としか答えられないのが現状である。文明十三年よりは、永禄六年に近いように感じるのである。

また現在欠けている「浮舟」は、再び揃い本となった後に失われたと考えるのが自然であろうが、新旧どちらに属するものであったかについては、判断する術がない。

この二つのグループに分ける説は、蔵書印の有無がある理由を、筆跡から説明できる点で無理がなく、蓋然性の高いものであると考えるが、更なる補強材料を原本からではなく、影印本から見出すことができた。

これは刊行に深く関与された藤本氏の御英断であるのだが、「大島本」の影印は、文化庁の許可の元に、綴じ糸を切って料紙が全て見える状態で撮影されている。その結果綴じられていては見る事ができない、綴じ穴の状態が容易に確認できることとなったのである。藤本氏御自身も、その状態を主たる根拠

として、表紙が改められたものとの判断を下されたのであるが、この綴じ穴の状況は、さらに興味深い情報を与えてくれるのである。

袋綴という装丁は、表紙を付ける前に予め仮綴じをしておくものである。近世期のものの多くは、綴じ代の上部と下部に近接した一組の穴を明け、それぞれの組を紙縫で膝っついておいてから、表紙を取り付ける為の穴を四つ乃至五つ（稀にもっと多いものもある）開けている。従って最も一般的な「四つ目綴」と呼ぶ閉じ方ならば、穴の数は、下綴じ用と表紙用のものを足して、全部で八つとなる。但し近世初期までのものは、下綴じが「紙釘装」である場合が多く、これだと下綴じの穴は二つであるのが一般的なので、四つ目でも穴は全部で六つとなる。「大島本」は室町写本らしくやはり紙釘装であるので、六つ穴であるはずである。

ところが藤本氏も注目されたように、十もの穴があるものがあるのである。下綴じの穴は直接見ながら紙縫を通せるので、状態が悪くなっていなければ何度でも再利用できるが、綴じ穴の位置に合わせて、新しい表紙を付けるのは難しいことである。このことからすると、穴が十あるということは、表紙を付け替

える際に新たに穴を開けた為に、四つ増えたと考えるのが自然であろう。

ただし、ここでも所蔵印と同様に注意しなければならないのは、穴が十ある冊〈図版四〉と六つの冊〈図版五〉が混在しているという事実である。その点に注目して、「宮河」印のあるものと、穴の数が多い冊についての一覧表を作成してみたので、下の表一を参照願いたい。

これを一見すれば明らかであるが、「宮河」印があるものと、綴じ穴が十あるものとは全て一致するのである。綴じ穴に△印を付したものは、穴の数は多いのだが、他の十九冊とは穴の位置や大きさなどが異なっているようであり、補修などの際に増えた可能性が高いと考えられるものなので、除外してよいと思われる。

この一致は、「宮河」印があるものは、表紙が付け替えられていることを示している。そして他の三十二冊に基本的に六つの穴しかないということは、これらは原表紙のままである可能性が高いと考えられるのである。つまり、十九冊の残欠本を補写して揃い本とした際に、統一感を持たせるために、十九冊の古い表紙を取り去り、全冊に同じ表紙を付けたということにな

るのである。そうであるならば、表紙もそれに豪華なものではなく、室町後期頃にも良くあるような、単色の表紙であるこ

表一

X 綴穴が多いもの	W 宮河印のあるもの	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	巻名
		松風	絵合	関屋	蓬生	霽標	明石	須磨	花散里	賢木	葵	花宴	紅葉賀	末摘花	若紫	夕顔	空蟬	帚木	桐壺	W
		○	○	○	○	○	○							○			○			X
		○	○	○	○	○	○						△		○			○		
		36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	巻名
		柏木	若菜下	若菜上	藤裏葉	梅枝	真木柱	藤袴	行幸	野分	篝火	常夏	螢	胡蝶	初音	玉鬘	乙女	朝顔	薄雲	W
									○			○	○	○	○			○	○	X
									○			○	○	○	○			○	○	X
		54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	巻名
		夢浮橋	手習	蜻蛉	浮舟	東屋	宿木	早蕨	総角	椎本	橋姫	竹河	紅梅	勾宮	幻	御法	夕霧	鈴虫	横笛	W
								○			○					○				X
							△	○	△		○					○				X

とも納得できるのではないだろうか。

また題簽についても、藤本氏は③論文で「模様などから江戸時代前期と思われる」とされている。しかしながら、色具引地に龍文を施した蠟箋は、室町時代でも題簽や色紙などでしばしば見かけるものである。また表紙に題簽を張り替えるなどの手を加えた痕跡もないので、表紙・題簽共に永禄の頃と考えて良いものと思われるのである。

全冊分が一筆であるらしい外題の文字が、補写した三十二冊の内のどれかと同筆であれば、この問題ははつきりするのだが、外題の文字数の少なさや、題簽と料紙の紙質の違いからしても、それを確認することは容易ではない。

また先の表に見える様に、問題の雅康奥書のある「関屋」冊は、「宮河」印のある十九冊に属している。とすれば、この十九冊は文明十三年の書写であることとなるが、これを判断するには、奥書の雅康筆跡を検討すれば良いことになる。

祖父雅縁以来の、入木道の家としても名高い飛鳥井家に生まれ、また歌鞠両道の師範でもあった雅康には、短冊・色紙の類や懐紙・詠草の類、また主として弟子に与える為に書写した、歌鞠両道の伝書や古典の写本など、その残存する筆跡資料は豊

富である。中でも「大島本」奥書との比較に適切な資料に、慶應義塾大学附属研究所斯道文庫が所蔵する、飛鳥井雅康筆の『僻案抄』一帖（〇九二・ト二五・二）がある。

同一人物の筆跡でも年代に開きがあれば、判定は難しくなるものだが、この本は同じ文明十三年の奥書を有しているのである。末尾の図版六を参照いただきたい。こちらには「雅康」との署名はなく、花押があるのみであるが、これが本文・奥書共に雅康筆であることは疑いがない。本文の筆跡も参考の為に図版七として掲げておく。

漢字の方がはつきりするが、横の線よりも縦の方が極端に太い、めりはりの利いた丸みのある筆跡が、宋世流あるいは二楽軒流と称される雅康の書の特徴である。若年時にはここまで特徴的でない例も確認できはするものの、文明十三年時点では既に独自の書風を確立していたことは確かである。

大島本「関屋」末の奥書を始めとして、書写者を同じくすると思われる十九冊⁷⁾には、雅康の筆跡の特徴を認めることができず、「雅康」の署名もいたって大人しい筆致である。奥書本文や署名に筆勢の感じられないものは、本奥書である可能性が高いとはよく言われることだが、これについてもそう判断せざる

をえないのではないだろうか。以上のことから、大島本が雅康の書写でないことは確実であると考えるのである。

また原本を調査させていただいた際に、この雅康の本奥書のある丁の紙質を、それ以前の本文が書写された丁の紙質と比較して、同質であることを確認した。親本の段階で何らかの操作があった可能性は否定できないが、藤本氏が確認された綴穴の状況からしても、この奥書が「関屋」書写の際に同時に記されたものであることは疑いないであろう。

四 大島本の奥書

以上検討してきたことを総合して、改めて大島本の奥書を解釈してみた。その解釈については、先に挙げた先行文献の他にも、多くの研究の蓄積があるが、その一々に言及しないことはお許し頂きたい。

先ずはAの雅康本奥書から。この奥書に記されていることは、文明十三年九月十八日に、飛鳥井雅康が「大内左京兆」政弘に依頼されて書写したということのみであり、具体的には何を写したとも言っていないのである。その内容と、所在する場所

を素直に受け取れば、雅康が書写したのは、「関屋」のみと考えておくのが無難なのではないだろうか。

分量の多い源氏物語を寄合書きにすることは珍しくない。例えば、雅康が関与したもので著名なものとしては、旧古典文学大系の底本に用いられた、書陵部蔵の三条西家本がある。附属する近世期書写の『源氏物語名筆跡数』一帖には、「さわらひ二楽院」とあり、奥書などはないものの、確かに「早蕨」帖は雅康の筆跡であると判断できるのである。他帖には同じ筆跡は見いだせないで、この写本では雅康は一帖のみを担当していたものと思われる^⑧。

ただし、古写本の欠落部分を補うために、雅康が書写させられたとも考え得ることは留意しておく必要がある。「関屋」のみに奥書があることからすると、こちらの方が可能性が高いようにも思われるが、「関屋」の本文の性格を総合的に検討しつつ、確定していくことが必要であろう。

続いてはBの奥書である。書き出しの「彼」字と、Cの正頼奥書の筆跡と微妙な相違が感じられることが問題である。ことは、先に指摘した通りである。これを合理的に説明しようとする正頼がCの「夢浮橋」奥書を記した永禄七年七月五日（訂正前

の日付）から三日の後に、この源氏物語を納める箱か、そこに添えるための紙片かに記しておいた識語を、やや後になって、本人か或いは極めて筆跡を似せることができる人物かが、「桐壺」末尾にそのままの文言で転記した、とても考えるしかないのではないだろうか。それならば、筆跡に差異があるものも自然ではなくなるし、Cの「五日」が「八日」に改められたのも、「夢浮橋」が「桐壺」よりも早いのが不自然であるので、「桐壺」の日付に合わせた故と説明できるのではないだろうか。

右はあくまでも一案であるが、とりあえず「彼」とあるのは、「此」と同じ意味であると考えて、この奥書を素直に解釈してみると、『源氏物語』を長府で書写した。京都より、豊後の大友氏と安芸の毛利氏の和平交渉のために、聖護院殿様が下向された。それ故長らく長府に滞在された。桐壺の巻は大門跡様の筆跡である。夢浮橋は新門跡様の筆跡である。大門跡様の名前は道増様と申し、新門跡様の名は道澄様と申すのである」といったことになろうか。

かなり舌足らずな感じがするが、この加証奥書とでも称すべき文章で注意したいのは、「桐壺」と「夢浮橋」の筆者については記されているものの、この時に写した源氏物語がこの二冊

のみであったとは書かれていないことである。勿論、欠けた部分を補写した等とも記されていないのだが、「源氏物語」を書写したと言っているのだから、普通ならば全体を書写したのだと考えるのが自然であろう。しかしながら、十九冊は奥書時点よりも書写が古いのであるから、その実態は欠けていた三十四冊（あるいは「浮舟」を加えた三十五冊）の書写ということになるのではないだろうか。

最後にCである。三つの年記が示すように、内容的には三つの部分からなっている。前の二つは共に二字程度下げており、密接な関係を有するものである。

最初の部分は「うつしをく」歌までで、「桃華老人」一条兼良が、息子の良鎮大僧正に源氏物語の新写本を与えた折のものである。次の部分は、良鎮が、父から教えられた説を書き入れて談義に用いた、父譲りの本を、大内政弘に与えた際の相伝奥書である。これが大島本の親本の奥書でないことは、末尾に「右言書奥書異本」との小字注記がなされていることから明らかである。

大島本の各冊には、「任前関白殿仰加首筆者也 良鎮イ」（賢木 等と、末尾に良鎮旧藏本の書き入れの内容を転記したもの

が多く確認できるように、書入の素性を伝える為に、別の大内政弘旧蔵『源氏物語』に存する二つの相伝奥書を、「夢浮橋」末尾に転写したものであることが判るのである。¹⁰⁾

そして最後の部分が、「夢浮橋」自体の加証奥書といった性格のものであり、「桐壺」奥書と対をなすものである。こちらは全体の末尾でもあるにも拘わらず、やはり「桐壺」「夢浮橋」の書写者と書写場所のみしか語っていないのである。

Cは全体が筆先が割れた筆を用いて一筆で記されているので、正頼がほぼ同時期に記した可能性が高い。Bはそれ程には筆先の割れが感じられず、用いた筆の違いが筆跡に微妙な違いを感じさせる要因であるのかもしれない。しなしながら、この両奥書が同筆であるとしても、先に注目した「彼」字の問題は已然として残るのである。「彼」を「此」の意で用いた奥書の例を御存知の方は、是非御教示をお願いしたい。

以上の様に、奥書の内容を検討してみても、先の考察結果を補強できる訳でもないが、それと矛盾する情報を見出すこともできないことが確認できるのである。

五 大島本の親本

「大島本」が新旧二つのグループからなる伝本であるという事実は、青表紙本はおろか、源氏物語を代表する証本として、評価されて取り扱われてきたその権威を、揺るがしかねない問題であることは言うまでもない。本文の問題については、十分に説明できるだけの蓄積も能力もないのだが、ただ書写時期を検証しただけではあまりにも無責任であるので、現状で可能な範囲で大まかな見通しを述べておきたい。

「大島本」が池田亀鑑氏によって、「青表紙本中最も信頼すべき一證本」であると評価されたのは、論文①に拠れば、現存する青表紙原本と目される「花散里・柏木・行幸・早蕨」の四帖の検討から導き出された、青表紙本の形態的な特徴九点の内、特に重要であると考えられる三つ条件を充たしているからであった。その三点とは次の通りである。

一、和歌は二字ばかり下げて別行とし、次の地の文は直ちに和歌に続くこと。

二、伊行の源氏釋その他の舊註が本文當該箇所に小紙片を

以て掲げられてゐること。⁽¹⁾

三、帖末に勘物が存すること。但し本来これがない帖もある。

猶、「大島本」について解説した箇所では、この三点の表現がその状態に合わせて手が加えられている。注意すべき変更点は、二では「…源氏釋その他の舊註は本文中に附箋または合點・朱筆記入の方法によつて示す」と改められていることと、三で奥入のある冊が具体的に列挙されていることである。

大島本を二つに分けて考えるべきであるとなると、この特徴が両者に共通しているのかどうかを確認しておく必要があるであろう。そこで、巻毎の附箋・奥入の有無を確認し、奥入についてはそれが本文と同筆かどうか併せて確認して、表二として整理してみた。

先ずは附箋の問題であるが、「大島本」の附箋については、藤本氏③⑥論文に詳細な報告がある。それは、位置や大きさ、貼り付け方や朱墨の別が明示され、翻字もある上に、それが第二次奥入にあるかどうかまでの確認までもなされ、更には剥落の痕跡まで指摘された、極めて有意義なものである。また、渋谷栄一氏は、「藤原定家の『源氏物語』注釈とその継承につい

て(上・下)——大島本の付箋を中心として——」(『国学院雑誌』

表二

卷名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
桐壺	空蟬	夕顔	若紫	末摘花	紅葉賀	花宴	葵	賢木	花散里	須磨	明石	霽標	蓬生	関屋	絵合	松風		
Y	△*	○	*	○							○	△			*	○		
Z	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
卷名	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
薄雲	朝顔	乙女	玉鬘	初音	胡蝶	常夏	篝火	野分	行幸	藤袴	真木柱	梅枝	藤裏葉	若菜上	若菜下	柏木		
Y	○*	○*	○					△	○	△				△				
Z	○	○	○	○		○					○	○	○	○	○	○	○	○
卷名	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54
横笛	鈴虫	霧	御法	幻	勾宮	紅梅	竹河	橘姫	樵本	総角	早蕨	宿木	東屋	浮舟	蜻蛉	手習	夢浮橋	
Y		△	○								○							
Z	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					?	

Y 附箋のあるもの(△…他と性格が異なるもの、*…貼紙)
Z 奥入のあるもの(○…本文と同筆のもの、○…本文と異筆のもの、?…筆跡判定ができないもの)

97・5・6、平8・5、6)において、それらを詳細に検討されている。これらを参照しつつ、その存在の様子を確認してみると、ここにも非常に明確な傾向を見出すことができるのである。

表二のY項目で○を付したものは、縦九糎程度、横二糎程度の紙片に、朱書で引歌を記したものであり、しかもその全てが第二次奥入に確認できるという、極めて共通性の高い附箋を有している冊である。また△のものは、大きさが異なったり、墨筆であったり、あるいは朱筆であっても内容的に異質であるなど、○印のものとは性格が異なると判断できる附箋が存する冊である。

洪谷氏は先の御論考において、「大島本の付箋の引歌指摘が自筆本「奥入」と内容的にも密接な関係がある」ことを確認された上で、「大島本」の引歌附箋が、親本たる定家本に貼られていた附箋を書承したものであるとの説を提示されている。また、自筆本「柏木」や、明融臨模本の「桐壺」「帚木」「花宴」「若菜上」「若菜下」「橋姫」「浮舟」の諸帖に存する引歌附箋を、「大島本」の同じ巻の諸冊が有していない（「浮舟」は「大島本」の欠冊）のに、引歌附箋を有するものが十冊存在することから、

「大島本」が「尊経閣文庫本系統の定家本」とは別の「一段階前の定家本」の附箋を書承しているのではないかと推測してもおられる。

この附箋のある冊と無い冊があるという問題も、表二を眺めればその理由はほぼ明らかであろう。巻名を強調して示したのは、「宮河」印のある書写が古い十九冊であるが、○印で示した引歌の附箋のある十冊は、全てここに含まれているのである。明融本「橋姫」にある附箋が、「宮河」印のある「大島本」にないのは不審だが、明融本に附箋のある四箇所を、「大島本」影印で確認すると、十丁表と三十九丁裏の二箇所、剥落痕を確認することができ。少なくとも二枚は原本に由来する附箋があったものと考えられるのである。失われた「宮河」印のある諸冊にも、このような附箋があった可能性は高いので、「大島本」の附箋の現状を根拠に、その親本が他の定家本であると考ええる必要はないであろう。

以上のように、「大島本」の附箋は、書写の古いグループ（慎重に考えるならば引歌附箋のある十冊、ただし濡標・蓬生・常夏・御法・橋姫の五冊には附箋の剥落痕がある）が、青表紙原本と関係が深いことを伝えてくれるのである。

それではこうした附箋がない冊は、青表紙原本に存した附箋の情報を全く受け継いでいないのかと言えば、そうではない。

池田亀鑑氏が、「大島本」を証本と認める理由を、「附箋または合點・朱筆記入の方法によつて示す」とした様に、附箋ではなく、本文料紙に合点と朱筆で直接書き入れている例が確認できるのである。

「柏木」原本には六枚の引歌附箋があるが、その内の「我こそや見ぬ人こふるくせつけれ／あふよりほかのやむくすりなし」(大成二二四八)との引歌が、「大島本」では関係する箇所本文に、朱合点を附して、行間に本文と同筆の朱で書き込まれている。ただしこちらには、「我こそはみぬ人こふるやまひすれあふより外のやむくすりなし」(傍線は稿者)とあって、傍線の二箇所異同がある。明融本の附箋には、問題の部分に「は」「病スレイ」との傍記がある¹²⁾ので、「大島本」の朱筆は、原本そのものではなく、明融本の様に、附箋にまで考証が加えられた、原本の転写本に拠っているらしいことが窺えるのである。附箋の内容の行間転記が少ないのは、この親本に由来するのかもしれない。

洪谷氏は先の御論文で、「大島本」の「柏木」が「尊経閣文

庫本の本文に直接または間接的にも基づかない」と述べておられるが、附箋の情報がそのまま附箋で継承されない場合もあるのであり、行間に書き入れられた注記も併せて検討する必要があると考えられるのである。

そこで、明融臨模本のある冊の比較をしていくと、「柏木」の他にも、附箋の引歌が朱筆で行間に書き込まれている例を確認することができる。「若菜上」では明融本の五枚の引歌附箋に対し二例(五十一丁表・五十七裏¹³⁾、「若菜下」では十四枚に対し十例(二丁表・二十一丁表・三十四丁表・五十六丁裏・八十二丁表・八十二丁裏・九十二丁表・九十八丁表・百丁裏・百二十一丁表¹⁴⁾)とかなり高い一致を示しており、両者に関係がある可能性は高いと思われるのである。

となると、補写された冊の本文行間に、本文同筆かそれに近い手で書き入れられた朱筆の引歌は、青表紙原本にあった附箋の情報を伝えている可能性が高いものと判断できるのである。

青表紙原本と明融臨模本がないもので、取り敢えず筆跡を無視して、それらが確認できる巻を挙げておくと、夕顔・若紫・紅葉賀・葵・賢木・須磨・乙女・篝火・真木柱・梅枝・横笛・鈴虫・夕霧(但し引詩)・匂宮・椎本・総角・宿木・東屋の十八

冊を加えることができる。また古写のグループである蓬生・薄雲・朝顔の三冊にもそれが認められるのである。自筆本「奥入」との関係や、筆跡の観点から詳細な検討が必要であるのはい言うまでもないが、今後の課題としたい。

以上の検討により判明するのは、「大島本」を形成する旧新の二つのグループは、共に青表紙原本の附箋の情報を、全てではないにせよ、受け継いでいるということであり、その点においては写しの新旧を越えて、本文の系統を等しくする可能性が高いということになる。附箋も書人も共に朱筆であることに注意してもよいかもしれない。

ただし、古い十九冊の方が、附箋を附箋のままで残しているということは、こちらの方が、親本の姿を留めることにより配慮しているらしい、とは言えるであろう。

猶、Y項の「*」で示したのは、巻名の由来についての説明を記した大きな貼紙がある冊である。これは新旧どちらのグループにも存在していることから、正頼以降に付されたものであることが明らかである。

以上の検討で漏れてしまうのは、附箋や朱筆の引歌書入れを有していない冊である。それらの性格についても検討できる材

料となるのが、奥入という存在であろう。

表二のZ項に、奥入の有無を、その筆跡が本文と同筆か否かが判るように示してみた。これを見れば、旧新どちらのグループも基本的に、奥入が本文を書写した人物の手で写されていることは明らかである。本文と同筆である奥入は、後から書き加えられたものではないことが判るのである。つまり、二つのグループは共に、奥入を有する本を親本としているのであり、それぞれの親本が系統的に近しいことが、再確認できるのである。

附箋と奥入を共に有する伝本として考えられるのは、やはり青表紙原本とその転写本系統の伝本であろう。このことから、様々な問題があるにせよ、「大島本」の旧新二つのグループは、系統を等しくすると考えて良いのではないだろうか。首尾の二冊や、関屋・初音・螢・常夏（附箋剥落痕あり）・野分・幻・蜻蛉・手習の様に、朱筆書入や奥入が認められないものについては、個別に本文の詳細な検討をする必要があることは言うまでもないが、大まかな傾向の見通しを述べてみた次第である。

やや回りくどい説明となってしまったが、ここで「大島本」の本文に関する問題を整理しておきたい。

書写時期が違いながらも、二つのグループが性格の近い本文

を有しているとなると、その状況はどのように説明できるのであろうか。単純に考えるならば、二つのグループが親本あるいは祖本を同じくすることになるはずである。新写のグループが、古写のグループのツレであった、何だかの理由で傷んでいた冊（現在失われてしまったもの）を親本とすることも考えられるが、現存の古写グループに疲れや痛みが殆ど認められないことからすると、その可能性は極めて低そうである。

正頼奥書の内容からして、「桐壺・夢浮橋」の両冊の親本が、永祿六年頃に道増・道澄が滞在していた長福寺に存在していたことは確かである。首尾の二冊のみがたまたま伝存していたと考えがたく、他の冊もあつたとなると、全てが長福寺で書写されたかどうかはともかくとして、他の新写分も首尾の両冊と親本を等しくすると考えるのが、自然ではあろう。

それではその親本とはどのようなものであつたのであろうか。陶晴賢の反乱時に山口の大内氏居館築山殿は焼失しており、その際に多くの典籍も運命を共にしたものと思われる。しかしながら、「大島本」の奥書Cに拠れば、吉見正頼が、一条兼良と良鎮の相伝奥書のある大内家旧蔵の河内本を、原本か転写本かは不明ながら、披見したことは確かである。また大内教弘（政

弘父、一四二〇〜六五）所持本であつたことが、蔵書印から判明する様な伝本（東山御文庫蔵七毫源氏）が現存しているのである。こうしたことからすれば、雅康筆の「関屋」を含む青表紙本が、何らかの幸運により、大内氏滅亡後も残存していてもおかしくはないのかもしれない。

また十九冊の残欠本の存在は、大内氏所蔵本が転写されていたことを物語っている。だとするならば、大内氏所蔵本が大内氏と運命を共にしたとしても、別に転写されていた伝本が存在し、その本によって欠が補われても不思議ではないのではないだろうか。

大内氏の文化は、当主家とその客分たる都から下向した公家のみによって、支えられていたわけではない。彼らの影響を受けつつ、活発な創作・研究活動をしていた被官達が多かったことは、彼らの残した短冊や写本類などに明らかである¹⁵⁾。

伊井春樹氏は、「大島本『源氏物語』本文の意義と校訂方法」『論叢源氏物語1』平11、新典社、後に『源氏物語論とその研究世界』（平14、風間書房）所収）において、「大島本の書写の態度は、詳細に調べていくとそれほど厳密ではなく、大量の誤写や誤脱があり、底本のかな文字を読み誤って意味の異なる漢

字に置き換えるなど、写本としては一級品とは思われない」と、従来の「大島本」尊重の有様に一石を投じる指摘をされ、「大島本の依拠したのは定家筆本そのものではなく、河内本等の混入したやや不純な本文であつたはずである」と述べておられる。

附箋や奥入等の存在よりして、「大島本」が青表紙原本と密接な関係を有していることが確認できるにも拘わらず、その本文が誤写や誤脱を大量に有している、という状態から導き出されるのは、やはり「大島本」と青表紙原本は直接的な書写関係はなく、その間に幾度かの転写を想定せざるをえないということであろう。「大島本」の幾代か前の伝本に、河内本を始めとする、他本との校合等の書き入れがなされていたものがあり、それを学識の高い者が、忠実な転写を心掛けず、書き入れの役割を把握できないままに、文意を追わずに急いで書写したのであつたら、こうした不純な混体本文が生み出される可能性はあるであろう。そしてその書写者として、大内家の被官層あたりを想像してみたい誘惑に駆られるのである。

憶測ばかりとなつてしまつたが、引歌の書き入れと奥入の状態の検討から、「大島本」の旧新二つのグループは、多くの不純な要素が加わっているとはいえ、基本的に青表紙原本系統の

本文を有していると、認めてよいように思うのである。

六 藤本氏説の再検討

「大島本」の本文の素姓に関しては、藤本孝一氏が書誌的な知見から、二つの注目すべき見解を提示しておられる。その内の一つは、既に幾つかの論文で紹介されてもいるのであるが、その考察にはやや問題があると思われるので、ここで改めて検証しておきたい。

ア 若紫末尾の四行

その一つは、「若紫」冊の本文最終丁（五九丁）の四行が、それまでの筆跡と異なっていることに着目されての説で、⑤⑥⑧等において繰り返し述べておられる。以下に主として最新の⑧に拠りつつ説明してみたい。

藤本氏は問題の四行（図版八）の書風を、「平安時代後期」のものであるとされ、そうした部分がある理由を、「大島本」の親本たる青表紙原本に求めておられる。定家が親本の書風を残すために、意図的に臨模させておいた部分を、雅康が書写者に命じて、やはり「親本の臨模の意味を込めて」⑧写させたと

考えられたのである。

そしてさらに、その四行の筆跡が、「折れ曲がった書風で有名な俊成の書法にもっとも近いものである」とされ、このことを以て、青表紙原本の親本が俊成本であることの、理由の一つとされているのである。

「閑屋」の奥書が、書写奥書ではなく本奥書である以上、「大島本」が青表紙原本を直接の親本とするとは考えがたく、当然そうした「大島本」が、原本の面影をどの程度忠実に伝えているのかは不安がある。しかしながら、それ以前の問題として、この四行の書風を俊成風とすることに、問題があるように思われるのである。

この書風は、室町時代後期に流行した三条西流（逍遙院流とも）に属するものと考える方が、時代や地域性などからしても穏当ではないだろうか。三条西流の祖である実隆や、その子や孫である公条・実枝等の書写本は数多く伝わっているのも、仮名書きのものと比較してみていただきたい。問題の四行はやや線が細く、稚拙な印象もあるが、俊成の筆跡よりも、共通性が高いことを理解いただけるはずである。

また山口周辺には、陶晴賢の反乱に巻き込まれて殺害された、

三条公頼や二条尹房等の公家を始めとして、大内義隆やその被官達等、三条西流の書を良くする人物が多かったことは、彼らの短冊などの遺例によって明らかである。¹⁶⁾ そうした人物の一人が書写した一丁であるのではないだろうか。

藤本氏も指摘されていることであるが、この四行は「宿木」冊全体と同筆である。これも俊成風であるのならば、「若紫」の四行ではものたらず、「宿木」では丸々一冊俊成の書風を遺した、ということになるのであろうか。それよりも、「宿木」を書写した人物は、書写を監督するような立場にあり、何らかの不都合があつた「若紫」の本文最終丁を、差し替えるために書写し直した、と考えておくのが自然ではないだろうか。

以上のことから、「若紫」末尾四行がそれまでと異筆であることは、青表紙原本の親本が俊成本であることの根拠にはならないと考えるのである。

イ 柏木巻末の問題

藤本氏が青表紙原本が俊成本を親本とするとの説の、もう一つの根拠とされたのが、「柏木」本文最終丁に存する大幅な削除痕にまつわる問題である。こちらも⑥⑧で繰り返し説かれているが、やはり⑧に拠りつつ確認しておきたい。

「柏木」冊の五十二丁表は、「いとかひなしあきつかたになれはこの君／はひゐさりなと」との一行半で本文が終わっている。余韻を残したと言えなくもないものの、不自然な終わり方であり、古くから問題とされてきた箇所であるが、そこで終わることは青表紙本間には異同がない。

「大島本」ではその最末尾の半行の終わったあたりから、ほぼ三行半に相当する分量の料紙が、喰い裂き技法によって破り取られ、そこに裏打ちがなされているのである(図版九)。藤本氏は、その最終文字の「と」の「下の紙継目の境目の本紙中」に、「僅か縦一ミリメートル程の墨痕」と、その墨痕中の朱があることを発見され、ここに本来は、河内本等に存する、「し給ふさまのゝあそひきこえ給」(蓬左文庫蔵尾州家本)との本文があったとの見解を提示された。そして裏打の料紙等から、その削除による青表紙本文への校訂は、江戸時代中期までになされたものと推定されたのである。

この問題を判断する為には、末尾に限らず「柏木」の本文全体を詳細に検討する必要があるが、藤本氏説の提示以前にこれをされた渋谷栄一氏は、「大島本じたいの本文に独自異文または別本諸本との混態的要素を含んでいるのではないか」との見

通しを立てておられる。藤本氏説は蓋然性が高いように考えられるのであり、また、藤本氏説を受け容れた論考も見え始めて⁽¹⁸⁾いるのである。

稿者も、定家自筆本の複製本と、「大島本」の影印本を用いて対校を行ってみたが、確かに「大島本」の「柏木」巻の本文は、他系統の本文との接触を経たものである、と認定するに足る例証を見出すことができた。

それは三十七丁二行目から三行目にかけての、「みる人も／見ゆることもくるしきまでありしかと」(大成1254・03)とある部分である。この部分の校異に関しては、『源氏物語大成』には次のようにある。

【青表紙本】 みるひと—みゆ(る) ひと—も定—みる人も

みゆることも大

【河内本】 みるひと—みゆる事も河

【別 本】 みるひと—みゆる事御—みゆる人保—みゆる

に麦阿

『新古典大系』の脚注には、「はたで見る人も、見られること

も、(はかりかねて) 困るぐらいだったけれど。底本「みゆることも」、青表紙他本なし」とあって、大島本そのままの状態でも解釈されているのだが、先に確認した異同の有り様からして、青表紙本と河内本の語句が併記されていると考えてよいであろう。何れかの段階の親本で、本文に傍記されていた異文が、転写の際に補入と過たれて本行化したものと考えられるのである。¹⁹⁾

このような顕著な事例は、「柏木」にはこの一例のみなのだが、河内本と接触していたことが認められるならば、「柏木」末尾に、青表紙本に無い異文が存在していたとしても、不思議ではないことになる。しかしながら、「柏木」末尾の状態を詳細に見る限り、やはり俄には賛同しかねるのである。

末尾「と」の下の紙の裂け目に乗った墨痕を、藤本氏は「筆の運びから次の河内本本文「し」の筆の入る所」と推測される。「と」字の筆止めから、問題の墨痕迄の距離を測ってみると約六ミリメートルあるのだが、本文が続くにはやや離れているように思われる。またその墨痕はかなり右に寄った位置に存しており、どの字母に由来する「し」文字にしても、この位置からは書き出さないのでないだろうか。

不自然な切除がある以上、ここに何らかの記述があったこと

は確かであろうし、そこに記されていたのが、河内本等に見られる異文であった可能性は高いであろう。しかし、それは本行としてではなく、あくまでも異本注記として記されていたと考える方が、無理がないように思うのである。「し」の書き出しと考えるよりも、校合書入れであることを示す「イ」文字の書き出しと見る方が、位置的には整合するのではないだろうか。

書き入れや注記が擦り消され、為に料紙が破れて裏打ちがなされている箇所は、「大島本」には少なからず認められる。問題の「柏木」の中で挙げると、例えば、四十七丁表最終行末尾の例がある。影印では擦り消されたことが判るのみだが、実物を確認すると、「心ちよけに」とある右傍に、一旦「心ちよけなるに」との河内本の大島本本文と一致する書き入れがなされ、それが擦り消されたことにより、料紙に穴が空いてしまったので、裏から紙を当てて補修したことが判るのである。大きさの違いこそあれ、末尾と似た状態であると言える。

この一例のみをもって断定するつもりはないが、こうした事例を総合的に検討してから、この問題に対して、判定を下しても遅くはないのではないだろうか。

藤本氏は先の説を提示された後で、『柏木』最後の文が河内

本と同じ終わり方をしている青表紙本が存在していた。それは大島本である」、「そうになると、校訂されない大島本全巻の本文は、河内本と近い関係を持っていたのではないだろうか。大島本『柏木』本文最終の切除をどのように考えれば良いのであろうか」と結ばれる。先に引用した文章にも見えていた様に、河内本は俊成本で校訂されたものであるので、俊成本を親本とする定家本と「近い関係」があるのも自然なこととお考えになっているものと思われる。

しかしながら、ここで取り上げた二説、殊に前者が認められない説である以上、これらを以て、青表紙本原本の親本を俊成本であると判断することは難しいであろう。

おわりに

「大島本源氏物語」の書誌情報を再確認して、それらが声なく物語っている、「大島本」の素姓を明らかにすべく、推測を交えつつ考察を行ってきた。その推測が誤った方向を示しているれば、辿り着く結論は、事実とはほど遠いものになってしまうのは言うまでもない。源氏物語研究を専門としない稿者の推

測が、的を逸れた単なる憶測でないことを祈るばかりである。また個々の考証においても、先行研究への目配りが足らず、また言及していても、誤った理解をしていることも多いと思うが、共々御寛恕いただきたい。

厚かましいかぎりだが、最後にもう一度だけ、大きな推測を交えた考察を行うことをお許しいただきたい。これまでに再確認したり判明したりした事実を繋いで、「大島本」成立の過程に関する愚見を纏めておきたいのである。

I 大内政弘が文明十三年頃に飛鳥井雅康に「閑屋」の書写を依頼した、奥入を有する青表紙本系の写本があった。

（同時期に全体が書写されたのか、「閑屋」のみが補写であるのかは不明）

II おそらくはその転写本を、大内義隆が陶晴賢に反逆されて自刃する頃までかに、大振りな袋綴本で書写する者があった。

（書写者が「宮河」印の主か否かは不明）

III 大内氏滅亡の後にか、吉見正頼は大内氏蔵本を祖本とする、「宮河」印のある十九冊の残欠本を入手した。

IV 正頼は残欠本を揃本とすることを思い立ち、大内氏旧蔵本のおそらくは転写本により、欠けた三十四冊を書写させた。その際、政治目的で下つて来ていた道増と道澄に、「桐壺」と「夢浮橋」の書写を依頼した。

V 正頼はこうして揃った本に、やはり残存していた大内氏旧蔵河内本かその転写本の注記などを書き入れさせ、自身でもその奥書などを書写し、「桐壺」「夢浮橋」には奥書を記した。その上で、全冊揃いの表紙を付し、ほぼ全冊に自身の印を捺した。

VI 「桐壺」の奥書はやや後に転記され可能性がある
何時しか「浮舟」冊が失われて、五十三冊となった。

推測で埋めきれない基本的な事項も多いのだが、この過程に加えることができなかった最大の問題は、「大島本」に無数に存する書き入れや、擦り消し等による校訂に関する事柄である。その検討結果次第では、この過程に大幅な修正や増補を行うことになりかねないことも承知しているが、現時点ではそれを行うだけの余裕と蓄積がないので、今後の課題とさせていたいただきたい。

最後の最後に誤解の無いように述べておきたいが、稿者は「大島本」の価値を否定しようとしているのではない。定家の関与した『源氏物語』が一種のみではないことは、片桐洋一氏や加藤洋介氏によって明らかにされているが、少なくとも原本とされる四帖が現存するものと、「大島本」が本文的に密接な関係を有していることは、池田亀鑑氏以来広く認められるところであり、先の附箋の検討でも一応は追認できたものと考ええる。「現在のところ大島本を用いることが共通の理解になってしまっているものの、それではたしてよいのか」というような意見も存しているが、原本の四帖と、臨模本である「明融本」の八帖（原本と重複する「柏木」を除く）が存していない部分については、やはり「大島本」に拠って、原本の本文を考えざるをえないのである。

これまで、「大島本」が、飛鳥井雅康等の書写になる、大内家旧蔵の権威ある伝本とされてきたために、その本文に対する認識や接し方に遠慮や歪み等があった事実は否めないであろう。そうした「大島本伝説」とでも言うべき見解が生み出してしまいう、桎梏や制約から解き放たれて、より自由な立場で、正面から「大島本」と向き合った研究がなされ、少しでも青表紙原本

の姿が明らかになることを、稿者は願っているのである。そしてその研究の際に、「大島本」が二つのグループに分かれることは、必ず考慮する必要があることを、強調しておきたいのである。

改めて述べておく。「大島本」は大内家旧蔵の飛鳥井雅康筆本そのものではなく、本文系統的にはその流れを汲むと考えられるものであるが、「宮河」印のある室町後期頃写の一筆十九冊の残欠本を、永禄六年（一五六三）頃に道増・道澄を含めた複数で補写して揃い本とした、吉見正頼旧蔵本なのである。

〔注〕

（1）「大島本源氏物語をめぐって―その伝来過程を中心に―」（『香椎潟』33、昭62・9）。

（2）それ以前に「大島本」を用いた、日本古典評釈全注釈叢書・日本古典文学全集・新潮日本古典集成・完訳日本の古典・新編日本古典全集等が、所謂定家自筆本とそれを臨模したとされる「明融本」が存する巻は、それらを底本として採用したのに対し、新日本古典文学大系は欠巻の「浮舟」のみは「明融本」に拠るものの、他は全て

「大島本」を用いている点で、ある意味画期的だと言える。新体系の底本の選択については、室伏信助氏「大島本『源氏物語』採択の方法と意義」（新体系『源氏物語Ⅰ』平成5、岩波書店）を参照いただきたい。

（3）「源氏物語諸本分類の基準」（『国語と国文学』57・4、昭55・4、『源氏物語の本文』（昭61、岩波書店）所収）。

（4）室伏信助氏「源氏物語の本文」（『国文学』40・3、平7・2）、上原作和氏「青表紙本『源氏物語』」伝本の本文批判とその方法論的課題―帯木巻における現行校訂本文の処理若干を例として―（『中古文学』55、平7・5）、伊藤鉄也氏「源氏物語の本文研究に関する諸問題」（『日本古典文学史の課題と方法』平16、和泉書院）等。

（5）「揺らぐ『青表紙本／青表紙本系』」（『国語と国文学』83・10、平18・10）。

（6）例えば、鉄心斎文庫所蔵の暦応四年（一三四二）順覚筆『伊勢物語』や、日本大学総合学術情報センター所蔵の、「依数寄愚本奉許書写校合者也／休止更正徹（花押）」との正徹（一三八一―一四五九）自筆奥書のある『伊勢物語』等は、権威ある袋綴本の古例として挙げるものが

できるであろう。

(7) 但し紙質や綴穴を同じくするものではあるが、「初音」

冊は文字が全体的に小さく、筆跡が微妙に異なっているように思われる。図版十として初丁表を掲げておくので、図版四と比較していただきたい。大島本の「初音」は青表紙本系ではないとして、『源氏物語』大成でも底本として用いられなかった様に、本文的にも問題がある存在であるが、この筆跡の違いがそのことと関連する可能性があるかもしれない。具体的な検証を行った訳ではないが、念のために注意しておきたい。

(8) 猶、「賢木・朝顔・若菜下・夕霧・手習」の五帖はよく似た筆跡であるが、「早蕨」とは異筆であろう。この五帖は同じ目録では「宗恕」筆とされている。「宗恕」については知るところがないが、少なくとも雅康の門人であったことは確かであろうし、右筆として仕えた可能性も高いものと思われる。因みに全体を監修した実隆は、桐壺と夢浮橋に奥書を記し、全帖末に花押を加えているが、自身で本文を書写したのは、先の目録にも「逍遙院殿」と指摘する様に「篝火」帖のみである。

(9) このことについては、②田坂憲二氏・⑦宮川葉子氏の論文を参照いただきたい。

(10) この問題については、伊井春樹氏「大島本源氏物語書き入れ注記の性格」(『国語と国文学』65・8平元・8、『源氏物語論とその研究世界』(平14、笠間書院)所収)を参照いただきたい。因みに、「幻」末尾の良鎮本からの書き入れは、筆跡からすると正頼が自ら行ったものであろう。

(11) このことについては、渋谷栄一氏が「藤原定家の『源氏物語』注釈とその継承について―明融臨模本の付箋を中心として―」(『王朝文学史稿』21、平8・3)において、「自筆本「奥入」の中から、和歌と漢詩の注記を、長文の漢文や歌謡その他の注記から分離させて、本文中に付箋の形で注記したものと推測される」と述べておられる。

(12) 明融臨模本の付箋の性格については、注(11)所引の渋谷氏御論考を参照いただきたい。

(13) 六十九丁裏の朱筆和歌は、明融本の当該箇所(附箋がないので、ここでは除外したが、この有名な「我心なく

さめかねつ」歌は、どの部分の引歌なのか合点もなく判然としない。実は明融本「若菜下」の相応しい場所にこの歌の附箋が存しているのである。「大島本」の親本で、下の附箋が誤って上に貼られていた可能性も考えられよう。また墨筆の引歌で附箋と一致するものも、由来が異なる可能性が高いので加えていない。

- (14) 注(13)で指摘したように、「上」の六十九丁裏の引歌が、本来は「下」のものであるならば、もう一例増えることになる。

- (15) 米原正義氏『戦国武士と文芸の研究』(昭51、桜楓社)や、井上宗雄氏『中世歌壇史の研究 室町前期 改訂新版』(昭59、風間書房)・『中世歌壇史の研究 室町後期改訂新版』(昭62、明治書院)等を参照いただきたい。

- (16) 『短冊手鑑』(昭53、貴重本刊行会)を眺めれば、必ずしも義隆の時代に限定できないが、大内氏の被官や同朋では、竹中興国・栗屋春綱・沼間敦定・盛勝・智阿等が、三条西流であると認定できるであろう。また諸書流に属すると考えられる人名を列挙した、江戸期の古筆家の資料である、静嘉堂文庫蔵『古筆流義分』の「逍遙院流」

項には、大内氏の関係者として、(竹中)興国・(富城)清国・(同)伴国・(同)隆国・(仁保)道賀・(連歌師)佐理・(同)頼允・(長州一宮大宮司)直国等の名が挙げられている。

- (17) 「大島本「柏木」巻の本文について——大島本の本文校訂を中心として——」(『國學院雜誌』95・6、平4・6)。

- (18) 例えば、室伏信助氏「青表紙本の展望」『国文学解釈と鑑賞 別冊 源氏物語の鑑賞と基礎知識 29 花散里』、平15・6)がある。

- (19) 古写のグループに属する「初音」でも、十五丁裏五行目から六行目にかけて、「かうこむしのよは／なれ一本かうさしのいとよはなれたる」(朱筆で「む」・「一本」はなれ)は抹消される)との、傍記が本行化したことが疑いない事例が確認できる。

- (20) 片桐氏「もう一つの定家本「源氏物語」」(『中古文学』26、昭55・10、『源氏物語以前』(平13、笠間書院)所収)、加藤氏「青表紙本源氏物語の目移り」(『国文学』44・5、平11・4)・「青表紙本源氏物語目移り攷」(『国語国文』70・8、平13・8)。

(21) 伊井春樹氏「大島本『源氏物語』本文の意義と校訂方法」。

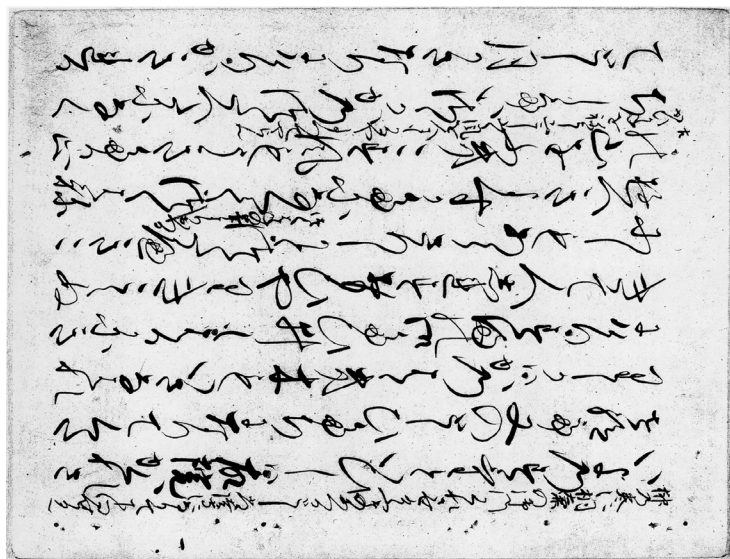
《附記》『大島本源氏物語』の調査と図版の掲載を御許可下さった、財団法人古代学協會、また調査の際に多大なる御配慮をいただいた、古代学研究所の関口力先生と西いおり氏、そして京都文化博物館の植山茂先生に、篤く御礼申し上げたい。

猶本稿は、平成十八年八月二十二日にキャンパスプラザ京都で開催された、物語研究会第三十五回大会における、「記憶」をテーマとするシンポジウムで、「大島本源氏物語伝説からの飛翔」と題して発表した内容に、大幅に加筆修正したものである。御意見を賜った諸先生や、準備段階で御教示いただいた、池田利夫先生と加藤洋介氏の学恩に、心より感謝申し上げます。

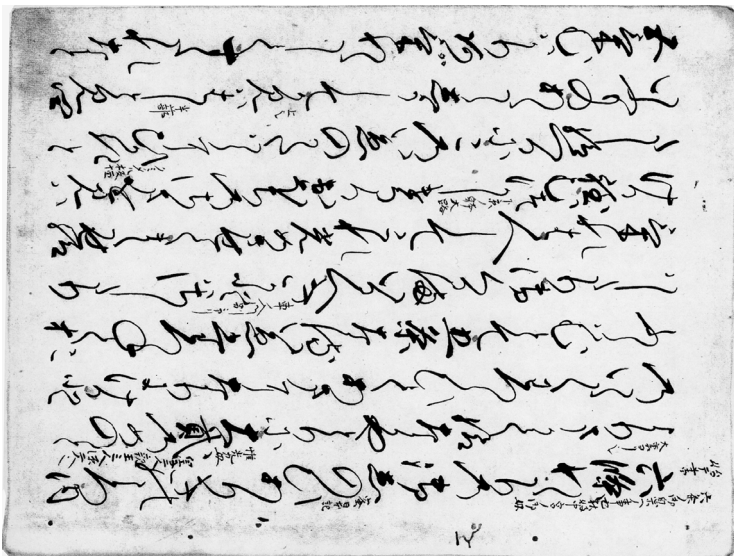
文明十三年九月十八日
大内左京地解印深墨毫毫
卷七
行中 郭之雅康

(角川書店『大島本源氏物語』より転載・以下同)

廿七歳抄稿
源成一部二十四卷維新爲新寫本依有數奇
志附傳長鎮大僧正也
女正元年十月十六日
桃華老人 荅判
所記之書乃一冊
一冊之書乃一冊
有光源成一部五十四卷附爲政公
長以宣訓之旨加省筆末用波義藏藏
秘在堅一詩甚外見之也
定德二年六月十九日 前末僧 荅判
あまのついでに三の存
川とめてふへし 仁王寺書庫
家信橋新抄門教原抄并平路也
女正中長福寺中五年時也同卷
桐臺女正門教原抄并平路也
聖德太子抄之事也
永德七年七月四日
真末武德僧抄



図版四 綴穴が十ある例「大島本」・「関屋」一丁表

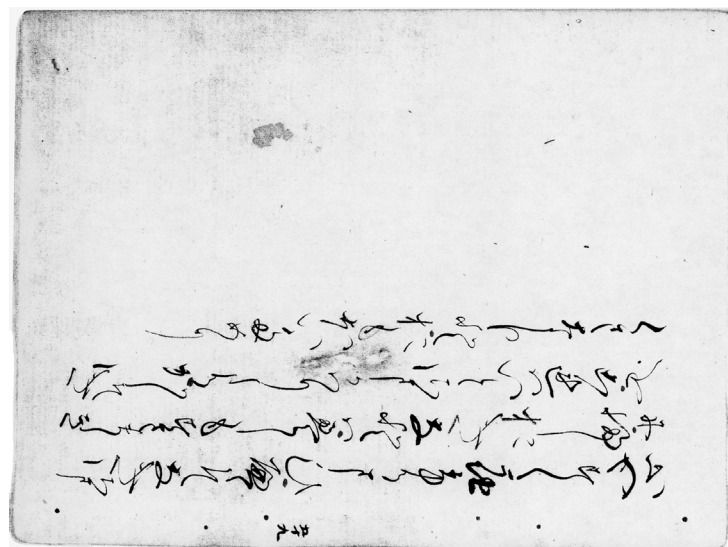


図版五 綴穴が六ある例「大島本」・「夕顔」一丁表

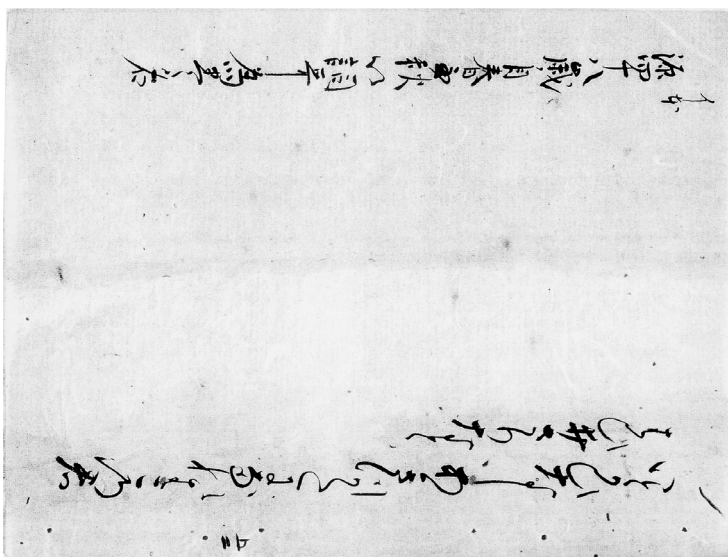
文明十三年二月書之

文明十三年二月書之

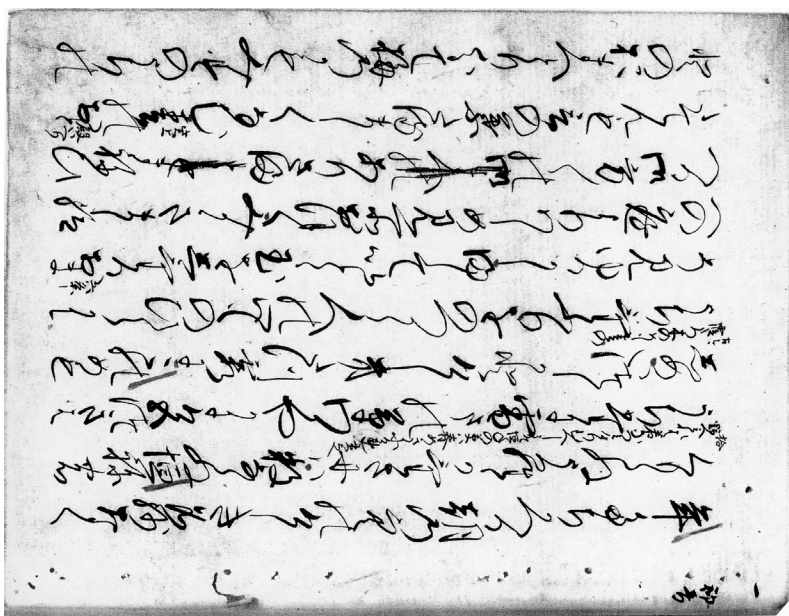
[illegible][illegible]



図版八 「大島本」・「若樂」五九丁表



図版九 「大島本」・「柏木」五二丁表



圖版十 「大島本」・「初音」一丁表